

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年4月30日

平戸市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項及び第8条第4項の規定において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				旧平戸市地域 (志々伎町)	無	令和6年度～令和10年度	向月まるき会活動組織
○				旧平戸市地域 (獅子町、紐差町)	無	令和6年度～令和10年度	グリーン中央活動組織
○				旧田平町地域 (田平町下亀免、田平町小崎免、田平町荻田免、田平町岳崎免、田平町上亀免、田平町深月免、田平町以善免、田平町古梶免、田平町小手田免、田平町福崎免、田平町田代免、田平町下寺免、田平町里免)	無	令和6年度～令和10年度	田平農地振興会広域協定運営委員会
○				旧平戸市地域 (宝亀町)	無	令和6年度～令和10年度	宝亀地区活動組織